

○ 政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等

政府関係金融機関等には、以下の機関が含まれます。

○ 財務省所管の政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融並びに危機対応（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について主務大臣による危機認定がなされた場合の「指定金融機関」（用語集参照）に対する信用供与）を行う政府関係金融機関。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人

上記政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ウェブサイト

(https://www.mof.go.jp/about_mof/agency/doppo/index.htm) を参照。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

関連する内閣の基本方針

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

○ 「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）

	○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定） ○コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定） ○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）
--	--

施策	政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保
取組内容	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」等に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大により、売上の減少など業況悪化を来している事業者等の資金繰りを支援するための「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」（新型コロナ対策資本性劣後ローン）等を通じ、資金繰り支援等を実施していきます。また、当該経済対策等に加え、「成長戦略実行計画」及び「成長戦略フォローアップ」等に基づき、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、また、事業承継の集中支援や創業支援等により健全な新陳代謝を促すため、日本政策金融公庫による中小企業・小規模事業者向け融資を強化するための補給金や、中小企業・小規模事業者の起業・創業及び事業承継に係る事業資金の融通を円滑化するための財務基盤の強化といった措置を引き続き講じていきます。これまで、創業や事業承継等の課題解決における地域金融機関との連携・協調の優良事例について、収集・分析・発信を行ってきましたが、引き続き、創業や事業承継を行う中小企業・小規模事業者への支援等に注力するとともに、「経営者保証ガイドライン」の特則に則した政府関係金融機関の取り組みを通じて、民間金融機関による経営者保証に依存しない融資を一層進めていきます。引き続き政府関係金融機関が、民間金融機関との連携・協調を図りつつ、その目利き力を発揮して、経営改善に積極的に取り組む中小企業等を支援することを促し、地域経済の活性化等に寄与していきます。 日本政策投資銀行の特定投資業務（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、令和2年度に創設した「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の回復・成長を引き続き後押ししていくとともに、「成長戦略フォローアップ」等を踏まえ、令和2年度に創設した「グリーン投資促進ファンド」を通じ、グリーン社会実現に向けた取組を支援します。新型コロナウイルス感染症拡大以前からも、「成長戦略フォローアップ」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資業務を通じ成長資金の供給を促進してきたところ、今後もより一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図っていきます。 そのほか、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等も踏まえ、東日本大震災からの復興に貢献するよう、日本政策金融公庫において、特別貸付や、避難指示・解除区域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。 更に、その他激甚災害等における被災企業へも、引き続き資金繰りを支援していきます。（参考）株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標6-2（施策6-2-2）で記載。

定 性 的 な 測 定 指 標	
	[主要]政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化
	(令和4年度目標) 中小企業等の資金繰り支援事業等の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。
	(目標の設定の根拠) 「成長戦略実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。
	[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化
	(令和4年度目標) 成長資金の供給業務の実施を確保します。
	(目標の設定の根拠) 「株式会社日本政策投資銀行法」、「成長戦略フォローアップ」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移」 ○参考指標2「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」 ○参考指標3「政府関係金融機関の金利の推移」 ○参考指標4「政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）」 ○参考指標5「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」 ○参考指標6「危機対応業務の実施状況」

施策	政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
取組内容	政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。 そのため、主務大臣において、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、また、業務の状況等について報告を求め、必要かつ適切な監督を行います。 政府関係金融機関等に対する検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングを活用しながら、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、リスク管理分野に関する検査を平成15年度から金融庁に委任しています。 また、法令等遵守態勢等及びリスク管理分野に関する検査結果を踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図ることとし、これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改

	善を求めるべき事項の明確化を図ります。 特に、商工組合中央金庫に対しては、「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」（平成30年5月）や「商工中金経営改革プログラム」（平成30年10月）の実現を通じた、持続可能なビジネスモデルの構築やガバナンスの強化の取組がなされるよう、引き続き、中小企業庁や金融庁と緊密に連携し、適切な監督を行います。 なお、不良債権などの開示について、政府関係金融機関等においても、リスク管理債権や「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に引き続き取り組んでいきます。
定性的な測定指標	
	[主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施 (令和4年度目標) 「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。 (目標の設定の根拠) 株式会社日本政策金融公庫法等、各政府関係金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢等を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「政府関係金融機関への検査実績件数」 ○参考指標2「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」 ○参考指標3「政府関係金融機関の延滞率の推移」

政策目標に係る予算額	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度当初	令和4年度行政事業レビュー番号
(項) 政策金融費	89,280,895千円	8,983,862,320千円	61,650,589千円	60,686,494千円	
(事項) 政府関係金融機関の運営に必要な経費	89,203,000千円 (注2)	8,222,886,000千円 (注3)	61,575,000千円	60,605,000千円	
新創業融資等実施事業	30,203,000千円	4,490,986,000千円	15,175,000千円	13,485,000千円	0053
中小企業信用保険事業	59,000,000千円	3,731,900,000千円	46,400,000千円	47,120,000千円	0054
(事項) 危機対応円滑化業務に必要な経費	77,895千円	760,976,320千円	75,589千円	81,494千円	
危機対応円滑化業務	77,895千円	760,976,320千円	75,589千円	81,494千円	0055

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標7-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和元年度において、新型コロナウイルス感染症対策として、予備費(39,500,000千円)を使用しています。

(注3) 令和2年度において、令和2年7月豪雨対応として、予備費(2,400,000千円)を使用しています。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施予定時期	令和5年6月
--------------	-----------	-------------------	--------